

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険加入者となって保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。介護保険料は、介護保険制度を適正に運営するため、必要なサービスや施設の種別・量などを推計した「介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定されます。

市では、収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、保険料の段階を設定しています。なお、第1段階から第3段階までの保険料は、消費税率10%への引き上げによる財源をもとに軽減しています。

令和5年度 介護保険料

基準額：年額61,200円

段階	対象者		割合	保険料(年額)	
第1	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額(※)から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計が80万円以下 	×0.3	18,300円	
第2			前年の合計所得金額(※)から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額	×0.5	30,600円
第3				×0.7	42,800円
第4				×0.9	55,000円
第5				×1	61,200円
第6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額(※)	×1.2	73,400円	
第7			×1.3	79,500円	
第8			×1.5	91,800円	
第9			×1.7	104,000円	

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除後の金額を用います。

第1段階から第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2通りに分かります

◆年金天引きされる方

保険料の年額を年6回に分けて、受給している年金から天引きします。7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

◆それ以外の方

7月中旬に「介護保険 保険料決定(納入)通知書」を郵送しますので、最寄りの金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振替します。

保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けたり、事業の休廃止などにより収入が著しく減少した等の場合は、保険料の納付猶予や、減免の制度があります。

問合せ 高齢者支援課 (2階) ☎(20)1572 FAX(20)1610

問合せ
国保年金課 (2階)
☎(20)1503 FAX(20)1600

◆それ以外の方
決定通知書と併せて納入通知書を送付します。最寄りの金融機関やコンビニ、スマホ決済アプリ等で、各納期限までに納付してください。
口座振替をお申し込みの方は、指定の口座・納付方法により納期限に振替します。

◆年金天引きされている方
決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額(4月・6月・8月の年金から納付した額)を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。
なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

後期高齢者医療の
保険料額決定通知書を
7月中旬に送付します